資料2

にいがた食の安全・安心審議会傍聴要領の改正について

１　改正理由

平成 29 年 11 月 20 日付け法文第 164 号通知により、「附属機関等の会議の公開に関する指針の運用上必要な事項」の改正に合わせて、にいがた食の安全・安心審議会傍聴要領を改正する。

平成 29 年 11 月 20 日付け法文第 164 号通知（抜粋）

傍聴手続の簡略化及び個人情報の適正な取扱いの観点から、「附属機関等の会議の公開に関する指針の運用上必要な事項」の別紙２「傍聴要領（例）」を見直し、傍聴受付の際に住所及び氏名の記載を求めないこととする。

２　改正（案）

新旧対照表は以下のとおり。改正（案）全文は別紙のとおり。

現　行	改　正（案）
傍　聴　要　領 にいがた食の安全・安心審議会	傍　聴　要　領 にいがた食の安全・安心審議会
1　傍聴する場合の手続き (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。 （以下、省略）	1　傍聴する場合の手続き (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。 （以下、省略）

（案）

傍　聴　要　領

にいがた食の安全・安心審議会

１　傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても、定員になり次第終了します。

２　傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守ってください。

ア　会議開催中は、静粛に傍聴すること。

イ　携帯電話等の電源を切ること。

ウ　のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

エ　会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

オ　談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

カ　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

キ　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

ク　その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

３　会場の秩序維持

(1)　傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。

(2)　傍聴者が前記２の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

附　則

平成 18 年 7 月 13 日　制定

平成 30 年 2 月　　日　一部改正